

指宿市パートナーシップ宣誓制度

～ご利用の手引～



本手引書の目的

本市は、令和3年4月1日より指宿市パートナーシップ宣誓制度を導入しました。宣誓するための手続き方法、提出書類、宣誓後の注意点等、本手引書をご参考にしてください。

指 宿 市



目 次

1. パートナーシップ宣誓制度の目的	1
2. 宣誓を行うことができる方	1
3. 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ	2
4. 宣誓に必要な書類	3
5. 交付書類	4
6. 受領証等の提示で利用可能となる行政サービス	5
7. 宣誓した後について	5
8. Q & A	6
9. 各種相談窓口等	8

指宿市パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に責任を持って協力し合うことを約束した二人が、お互いの関係は「パートナーシップ」である旨の宣誓した宣誓書を提出し、指宿市がお二人の関係を公に認め、受領証等を交付する制度です。性的少数者に限らず、様々な理由で婚姻制度を利用しない方々（事実婚など）も対象としています。

問い合わせ先

指宿市 総務部 健幸・協働のまちづくり課

〒891-0404

鹿児島県指宿市東方 9300 番地 1（ふれあいプラザなのはな館内）

TEL：0993-23-1003 FAX：0993-23-1004

e-mail：kenko-machi@city.ibusuki.jp

1 パートナーシップ宣誓制度の目的

指宿市は、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち」を目指し、令和3年4月1日から「指宿市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

一人ひとりの生き方、考え方は多様であり、豊かさであることを認め合い、誰もが生きやすい社会になることを目指し、差別や偏見のない人権尊重の実現のため、理解促進と支援に取り組んでいきます。



2 宣誓を行うことができる方

制度を利用するためには、以下の要件を満たす必要があります。

(1) 双方が成年であること

民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。（2022年4月1日以降は民法改正に伴い成年の年齢が20歳から18歳になります。）

(2) 宣誓しようとする少なくとも一方が、指宿市民であること（転入予定を含む）

双方のうち、少なくともどちらか一方が指宿市内に住民登録があれば宣誓できます。また、双方とも市外に住んでいても、少なくとも一方が市内に転入予定であれば、宣誓することができます。

(3) 配偶者がいないこと及び宣誓しようとする者以外にパートナーがいないこと

宣誓しようとする者以外に婚姻関係や事実婚関係にないこと、または他自治体が導入しているパートナーシップ制度を利用したパートナーシップ関係を結んでいないこと。

(4) 双方が、近親者でないこと

民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻関係を結べない者同士の関係（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族）では宣誓できません。

ただし、共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている又は、していたことにより当該関係に該当する場合を除きますので、事前にご相談ください。

3 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

要件・必要書類確認

- ・対象者の要件と宣誓に必要な書類をご確認ください。

日程等調整（事前予約）

- ・**原則宣誓希望日 7 日前**までに、電話・メール・オンライン等で予約をしてください。※郵送等での宣誓は、受け付けません。
- ・当日お持ちいただく必要書類（5 ページ参照）、宣誓条件等の確認をします。
- ・個室対応や即日交付を希望される場合は、お伝えください。

宣 誓

一方または双方が
指宿市に在住の方

一方または双方が
指宿市に転入予定の方

日程調整を行った日時に、必要書類をお持ちの上、必ずお二人揃って、お越しください。
宣誓時に本人確認を行い、宣誓書の写し等の交付日時を決めます。

指宿市に転入

日程調整（事前予約）

転入後の住民票の写し等を提出
いただく日時を決めます。

住民票の写し等を提出

受領証等の交付

- (1) パートナースhip宣誓書の写し(第1号様式)・・・各1通
- (2) パートナースhip宣誓書受領証(第2号様式)・・・各1通
- (3) パートナースhip宣誓書受領カード(第3号様式)・・・各1通

4 宣誓に必要な書類

宣誓には、以下の書類の提出が必要です。

	一方又は双方が指宿市に 在住している場合	一方又は双方が指宿市に 転入予定の場合
宣 誓 時	☐ 指宿市パートナーシップ宣誓書（※１） ☐ どちらか一方の住民票の写し，住民票記載事項証明書（※２）又は個人番号カード表面写し ☐ 独身証明書，戸籍抄本等等配偶者がいないことを証明する書類（※２）（※３） ☐ 本人確認書類	☐ 指宿市パートナーシップ宣誓書（※１） ☐ 転入前の自治体で発行された転出証明書（写し） ☐ 独身証明書，戸籍抄本等等配偶者がいないことを証明する書類（※２）（※３） ☐ 本人確認書類
交 付 時	☐ 本人確認書類	☐ 本人確認書類 ☐ 本市転入後の住民票の写し（原則転入後２週間以内に提出）

（※１）指宿市パートナーシップ宣誓書は，健幸・協働のまちづくり課の窓口で準備しています。また，指宿市ホームページでもダウンロードできます。ただし，職員の前でご記入していただく必要がありますので，ご注意ください。

（※２）宣誓日以前３か月以内に発行されたものに限りします。

（※３）外国籍の方の場合，現に配偶者がいないことを証する書類（婚姻要件具備証明書など）に日本語訳を添付してください。

【本人確認に必要な証明の例】

１点の提示で足りるもの（例）	２点以上の提示が必要なもの（例）
☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード（写真付き） ☐ パスポート ☐ 国や地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真付き）	☐ 健康保険の被保険者証（国民健康保険，健康保険，船員保険，共済組合員証，介護保険の被保険者証等） ☐ 国民年金手帳 ☐ 年金証書（国民年金，厚生年金等） ※顔写真が貼付されていない証明書は，原則２点以上の提示が必要です。

※上記以外に，市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

5 交付書類

○パートナーシップ宣誓書受領証

第2号様式 (第6条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証

____様 _____様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

人生のパートナーとして相互に協力し合い、ともに歩まれるお二人の幸せを願います。

年 月 日

指宿市長 ○○ ○○ 印

この宣誓書受領証を提示された方へ

指宿市は、市民一人ひとりがかかけあえない存在であり、個性は多様であることを認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」の実現を目指しております。

この受領証は、指宿市が、宣誓者のお二人は人生のパートナーとして認め合い、相互に責任をもって協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていることを証明し、発行します。この受領証の提示を受けた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

緊急連絡先 (自由記載)

宣誓者名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
戸籍名 (通称名を使用の場合)		

※個人情報になりますので、宣誓書受領者と十分に協議し、慎重に取り扱ってください。
指宿市 総務部 健康・協働のまちづくり課 0993(22)2111(代表)

○パートナーシップ宣誓書受領カード

第3号様式 (第6条関係)

(表)

第 号

パートナーシップ宣誓書受領カード

宣誓日 年 月 日

【本人】 declare that 【パートナー】

ここにお二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

人生のパートナーとして相互に協力し合い、共に歩まれるお二人の幸せを願います。

年 月 日

指宿市長 印

(裏)

この宣誓書受領カードを提示された方へ

この受領カードは、指宿市が、宣誓者のお二人は人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていることを証明し、発行します。

この受領カードの提示を受けた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

緊急連絡先 (自由記載欄)

指宿市総務部健康・協働のまちづくり課 0993(22)2111(代表)

6 受領証等の提示で利用可能となる行政サービス

下記に記載してある行政サービスのほかにも、市ホームページ「指宿市パートナーシップ宣誓制度」内に別途掲載していますので、ご覧下さい。

なお、各サービスを受けるためには、それぞれの資格要件を満たす必要があります。

種類	内容	担当課
市営住宅入居申込	パートナーと入居申し込みができる。	建築課
家族介護用品支給事業	介護家族にパートナーも含まれる。	長寿支援課
母子手帳交付	パートナーが母子手帳を受け取れる。	健康増進課

7 宣誓した後について

(1) 受領証等の再交付(様式第4号)

受領証又は受領カードの紛失、き損、又は汚損したときは、パートナーシップ受領証等再交付申請書の提出により再交付します。

(2) 受領証等の内容変更(様式第5号)

受領証等の内容を変更したい場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書(第5号様式)の提出により、変更します。

ただし、パートナーの変更等は除きます。

(3) 宣誓書受領証等の返還

①パートナーシップの解消 ②一方が死亡した場合 ③宣誓条件を満たさなくなった場合(双方が市外に転出)は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書(第6号様式)に受領証及び受領カードを添付し、本市窓口へ返還する必要があります。

8 Q&A

Q1 本制度は、同性パートナーだけが対象ですか。

A1：要件を満たしていれば、同性パートナーに限定せず、すべてのパートナーが宣誓することができます。

Q2 プライバシーは守られますか。

A2：プライバシー保護のため、要望に応じて個室での対応も行います。
また、提出された書類や記載されている内容等の個人情報は必ず守られます。

Q3 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか。

A3：パートナーシップ宣誓書の提出やパートナーシップ宣誓書受領証の発行費用はかかりません。（ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q4 市民課でも宣誓できますか。

A4：市民課では宣誓できません。原則ふれあいプラザなのはな館内の健幸・協働のまちづくり課で宣誓できます。

Q5 代理人による宣誓はできますか。

A5：代理人での宣誓はできません。宣誓者双方が揃って窓口にお越しください。ただし、自筆で記入することが困難な場合は、宣誓者双方が揃った状態で、代筆者を立てることができます。

Q6 本宣誓制度と婚姻制度の違いはなんですか。

A6：婚姻は、法律に基づいて行われ、法的拘束力があります。そのため、相続などの財産上の権利や税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。
一方で、本制度は、法的拘束力がないため、上記のような権利・義務はなく、戸籍や住民票の記載も変わりません。

Q7 通称名は使用できますか。

A7：通称名は使用することができます。その際、確認書に戸籍上の氏名を記載して頂きます。

その上で、受領証の表面に通称名、裏面には戸籍上の氏名を記載し、受領カードは、「通称名のみ」と「通称名と戸籍上の併記」の記載を選択できます。

Q8 外国籍の方もパートナーシップ宣誓ができますか。

A8：外国籍の方も「市民である」、または「市内へ転入を予定している方」であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。

ただし、パートナーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Q9 受領証等は当日発行されますか。

A9：事前予約の上で、必要書類に不備がなければ即日交付できるよう調整いたします。ただし、宣誓から受領証等の交付までは1時間程度かかります。

また、双方とも市外在住の場合は、どちらか一方が市内に転入し、住民票等を提出してから交付いたします。

Q10 婚姻した場合は、受領証や受領カードを返還する必要がありますか。

A10：パートナーシップ宣誓をした同一人物との婚姻であれば返還する必要はありません。

ただし、結婚した後で再交付申請や変更届により、新たな受領証や受領カードを発行することはいたしません。

また、パートナーシップ宣誓をした人物と異なる方と婚姻関係を結ぶ際は、返還していただきます。

Q11 双方とも市外に転出する時は、どうしたらよいですか。

A11：(1) 都市間連携を締結している自治体に転出した場合

原則本市への受領書等返還手続きは必要なく、転出先での申請手続きのみとする予定です。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

(2) 都市間連携を締結していない自治体に転出した場合

本市の受領証等は返還していただきます。

9 各種相談窓口等について

(1)性的マイノリティに関する相談

名称	電話番号，相談日時等	備考
レインボーポート向日葵 ※民間団体	rainbowport.himawari@gmail.com	・性的マイリティに関する 悩み等の相談を受け付け ます。
指宿市健幸・協働のまち づくり課協働推進係	0993-23-1003 平日 8:30~17:15	・指宿市パートナーシップ 宣誓制度の担当窓口です。 併せて悩みに応じて専門 機関等に繋がります。
鹿児島県男女共同参画セ ンター	099-221-6630(6631) 水～日・祝日 9:00~17:00 火(月曜日が祝日の場合は水曜日) 9:00~20:00	男女共同参画相談員が，性 別に起因した悩みの一つ として相談に応じます。
かごしまの教育ホットラ イン 24	0120-0-78310 年中無休 24 時間体制	児童生徒の LGBT 等に関 する相談に応じます。
県精神保健福祉センタ ー，各保健所	099-218-4755 平日 8:30~17:00	思春期に関する相談や心 に関する悩みについて，相 談に応じます。

(2)交流会

任意団体レインボーポート向日葵が，性的マイノリティの方や支援者・理解者の交流会を開催しています。(市の事業ではありません。)

当事者も含め，性の多様性について，一緒に考えてみたい，お話ししたいという方がいらっしやいましたら，ご紹介いたします。詳しくは，市又はレインボーポート向日葵公式ホームページ等でご確認ください。